

石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改正に伴う取扱いの変更及び  
産業廃棄物処理業に係る手続について

1 取扱いの変更の概要

(1) 廃棄物の区分の変更

表1 産業廃棄物の区分

廃棄物の種類	吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材	吹付以外の工法で施工された石綿含有仕上塗材
変更前	特別管理産業廃棄物 ・廃石綿等	普通物の石綿含有産業廃棄物 ・がれき類又はガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
変更後	全て普通物の石綿含有産業廃棄物 ・一部の工法*で除去されたものは、汚泥 ・それ以外の工法により除去されたものは、がれき類又はガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	

※高圧水洗工法、剥離剤併用による除去、グラインダーケレン工法等で泥状や粉状の状態では除去されるものが該当

(2) 追加的な措置

ア 石綿含有仕上塗材が廃棄物となったもの

(ア) 排出時

- ・ 耐水性のプラスチック袋等により二重にこん包すること
- ・ こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい

(イ) 収集・運搬時

- ・ 二重こん包のまま運搬すること

(ウ) 最終処分時

- ・ 石綿含有産業廃棄物が汚泥に該当する場合は、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場で処分すること
- ・ 袋又は容器等に入れたまま埋立てを行うこと
- ・ 重機等により袋又は容器等を破損しないように留意すること
- ・ 転圧する場合は、重機が直接埋立対象物の上に乗ることのないよう覆土した後に行うこと

イ その他

けい酸カルシウム板第1種が切断・破砕されて廃棄物となったものや除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物についても、こん包して廃棄物の露出がないように収集運搬すること

2 取扱いを変更する日

令和3年6月7日

3 産業廃棄物処理業者に対する経過措置

新たに設ける汚泥（石綿含有産業廃棄物）の区分について、一部の産業廃棄物処理業者に対して経過措置を設け、現行の産業廃棄物処理業許可証に汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む（に限る））の記載がなくても、当該産業廃棄物を取り扱うことができることとします。

汚泥（石綿含有産業廃棄物）を取り扱う許可業者の経過措置は以下のとおりです。

- (1) 現に産業廃棄物処理業のいずれかの廃棄物の種類の石綿含有産業廃棄物を含む許可を有する者  
変更許可不要で取扱い可能とします。ただし、安定型最終処分場で産業廃棄物処分業の許可を受けている者を除きます。（表2の①）
- (2) 現に特別管理産業廃棄物処理業の廃石綿等の許可を有する者
  - ア 令和3年8月31日まで、産業廃棄物処理業の汚泥（石綿含有産業廃棄物）の許可を有する者と見なし、取扱い可能とします。  
なお、令和3年9月1日以降も引き続き取り扱う場合には、新規に産業廃棄物処理業の汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む（に限る））の許可を取得してください。（表2の②ア）
  - イ 産業廃棄物処理業の許可（石綿含有産業廃棄物を除く）を併せて有する処理業者については、令和3年9月1日以降も変更許可不要で引き続き取扱い可能とします。（表2の②イ）
- (3) 産業廃棄物処理業の許可を有するが、石綿含有産業廃棄物を含まない者取り扱う場合には、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む（に限る））を事業範囲に追加する変更許可を取得してください。（表2の③）

表2 石綿含有仕上塗材を取り扱う場合の手続

		普通物の許可		
		有		無
		石綿含有 産業廃棄物含む <sup>※1</sup>	石綿含有 産業廃棄物除く	
廃石綿等（特別管理産業廃棄物）の許可	有	①：変更許可不要で 取扱い可 <sup>※2</sup>	②イ：変更許可不要で取扱い可 <sup>※2</sup>	②ア：令和3年 8月31日まで許可不要で取扱い可 <sup>※3</sup>
	無		③：取扱う場合 普通物の変更許可	普通物の新規許可

※1 いずれかの種類について（石綿含有産業廃棄物を含む（に限る））の記載がある場合

※2 更新前に許可証の書き換えを希望する場合は届出で対応。それ以外は次回更新時。

書き換え内容は4のとおり。

※3 別に定める日以降も引き続き取り扱う場合、普通物の新規許可を取得してください。

#### 4 許可証の書き換え

3（1）、3（2）イの経過措置に該当する産業廃棄物処理業者は、次の許可更新時に申し出ることにより、許可証の書き換えを行います。ただし、直ちに許可証の書き換えを希望する場合は、変更届の提出により許可証の書き換えを行います。

##### （1）届出受付先

産業廃棄物処理業許可申請書、届出書と同様に、原則、届出者の所在地により以下のとおりとなります。

- ・ 新潟市、県外 … 新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課
- ・ その他 … 各地域を管轄する環境センター

##### （2）届出方法

ア 提出部数 1部（環境センターに提出する場合は2部、控えが必要な場合は、必要部数を追加し、控えの郵送を希望する場合は返信用封筒を同封してください。）

イ 手数料 無料

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合で許可証の返送を希望する場合は、A4の紙が折らずに入る封筒に300円切手

を貼った返信用封筒を同封してください)

(3) 届出に必要な書類

- ア 変更届出書(様式第11号)
- イ 事業計画の概要を記載した書類
  - ・全国様式第1面～第7面(収集運搬業者)
  - ・県様式第8号(処分業者)
  - ・県様式第9号(熔融処分する処分業者のみ。最終処分の場合は不要)記載例を参考に、1(2)に記載した追加的な措置を講ずる計画としてください。
- ウ 特別管理産業廃棄物処理業許可証の写し(3(2)イに該当する者に限る)
- エ 産業廃棄物処理業許可証の写し

(4) 書き換え内容

既存の産業廃棄物処理業許可証に汚泥が含まれている場合は、「汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む)」に変更し、汚泥が含まれていない場合は「汚泥(石綿含有産業廃棄物に限る)」を追記します。

5 県条例に基づく特定アスベスト廃棄物処理計画届(報告)について

石綿含有仕上塗材の除去作業により生ずる廃棄物については、普通物の石綿含有産業廃棄物に区分されることから、新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第16条第1項、同施行規則第7条第1項に基づく特定アスベスト廃棄物処理計画届(報告)は、不要となります。

産業廃棄物処理業 **廃止  
変更** 届出書

新潟県知事 ○○○

○○○○年○○月○○日

殿 届出者  
〒 ○○○  
住 所 ○○○  
氏 名 ○○○  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ○○○

○○年 ○○月 ○○日付け第 ○○ 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止  
変更** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	例 新	例 旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	1 汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含む。) 2 汚泥 (石綿含有産業廃棄物に限る。) を記載するため。	1 石綿含有産業廃棄物を含む。 2 石綿含有産業廃棄物に限る。 を取り扱っている。

変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るもの変更)	既存の産業廃棄物処理業許可証に汚泥が含まれている場合は1、汚泥が含まれていない場合は2を記載してください。	及び出資をしている者
(ふりがな) 名 称		所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由 「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」の改正により、「廃石綿等」として扱われていた一部の廃棄物が、「汚泥 (石綿含有産業廃棄物)」に変更されたため。

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日 (法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日) 以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

記載例（別紙）

（第1面）

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして

汚泥（石綿含有産業廃棄物）の  
 予定排出事業場や予定運搬先  
 がわかるような別紙の添付を  
 お願いします。別紙の様式は任  
 意です。以下のページには全国  
 様式及び県様式を使用した記  
 載例を掲載します。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥（石綿含 有産業廃棄 物を含む。）	〇〇t	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

（日本工業規格 A列4番）

## (第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
耐水性のプラスチック袋	汚泥（石綿含有産業廃棄物）	〇〇リットル			

(3) 積替施設又は保管施設の概要

別紙「積替え保管施設の内容に関する書類」のとおり

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。



## (第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

## 従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

○汚泥 (石棉含有産業廃棄物) を運搬する場合には、以下の措置を講ずる。

- ・耐水性のプラスチック袋等で二重にこん包し、飛散、流出を防止する。
- ・他の廃棄物と混合しないよう、仕切りを設ける。

(第7面)  
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	耐水性のプラスチック袋	用途	汚泥（石綿含有産業廃棄物）	
<div data-bbox="256 338 1342 808" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><h2 style="margin: 0;">容器の写真</h2></div>				
			撮影	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称		用途		
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>				
			撮影	年 月 日

**積替え保管施設の内容に関する書類**

1 保管場所(積替えのための保管) \*1

保管の理由	汚泥(石綿含有産業廃棄物)を排出者指定の処分業者に収集運搬するにあたり、一時的に積替え保管を行うため。
所在地*2	〇〇〇

取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)ごとの保管計画

産業廃棄物の種類*3、*4	面積(m <sup>2</sup> )	屋外・屋内の別	保管容器(種類・個数)	保管上限*4 (t又はm <sup>3</sup> )	最大積上げ高さ*5 (m)	平均搬出量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	搬出量から算出した保管上限*6 (t又はm <sup>3</sup> )
汚泥(石綿含有産業廃棄物)	〇m <sup>2</sup>	屋内	〇〇〇	〇〇t	〇m	〇〇t/月	〇〇t
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">                     積替え・保管を行う場合、保管を行う産業廃棄物の種類、保管面積、保管上限量を記載してください。                 </div>							

\*1 保管場所のある事業場ごとに記載すること。  
 \*2 保管場所になる土地の地番をすべて記載すること。  
 \*3 当該産業廃棄物が石綿含有産業廃棄物である場合は、その旨を記載すること。  
 \*4 同じ種類の産業廃棄物を事業場内で2か所に分けて保管する場合は、2行に分けて記載すること。この場合、平均搬出量欄及び搬出量から算出した保管上限欄は、1行にすること。保管上限は、搬出量から算出した保管上限\*6以内となっていること。  
 \*5 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。  
 \*6 平均搬出量の7日分として算出した量(平均搬出量÷30×7)を記載すること。

## 事業計画の概要を記載した書類

## 1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にし

県内の建設工事現場における石綿含有仕上塗材の除去作業によって生ずる汚泥 (石綿含有産業廃棄物) を管理型最終処分場で埋立処分する。

汚泥 (石綿含有産業廃棄物) の予定排出事業場がわかるような別紙の添付をお願いします。別紙の様式は任意です。以下のページには全国様式及び県様式を使用した記載例を掲載します。

## 2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を含む。) ごとの処分計画\*1

	産業廃棄物の種類*2	処分方法	処分量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地
1	汚泥 (石綿含有産業廃棄物)	最終処分 (埋立て)	〇〇t/月	泥状	〇〇他 県内の建設工事現場
2					
3					
4					
5					
6					
7					

\*1 変更許可申請の場合は、追加する事業の範囲についてのみ記載すること。

\*2 当該産業廃棄物が石綿含有産業廃棄物である場合は、その旨を記載すること。

<p>3. 処分量の用に供する施設の概要                  (1) 中間処理施設*<sup>1</sup></p>	
<p>施設の種類*<sup>2</sup></p>	
<p>設置場所*<sup>2</sup></p>	
<p>設置年月日*<sup>3</sup></p>	
<p>処理する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の種類及び処理能力*<sup>2</sup></p>	
<p>処理方式、構造及び設備の概要</p>	
<p>環境保全措置の概要</p>	
<p>*1 施設ごとに記載すること。                  *2 産業廃棄物処理施設(設置・変更)許可証又は事前協議完了通知に記載の内容を記載すること。なお、許可証と完了通知で項目が重複しているものについては、許可証の記載内容を優先すること。                  *3 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書又は工事完了報告書に記載の竣工<sup>しゅん</sup>の年月日又は着工年月日を記載すること。</p>	

(2) 保管場所 (処分等のための保管) \*1

中間処理施設の種類の及び処理する産業廃棄物の種類並びに数量	
所在地*2	
環境保全措置の概要	

取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を含む。) ごとの保管計画

産業廃棄物の種類*3	処分前 処分後 の別	面積 ( $m^2$ )	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管上限 *4 (t 又は $m^3$ )	最大積 上げ高 さ*5 (m)	処理能力か ら算出した 保管上限 *6 (t 又は $m^3$ )

- \*1 保管場所のある事業場ごとに記載すること。
- \*2 保管場所になる土地の地番をすべて記載すること。
- \*3 同じ種類の産業廃棄物を事業場内で2か所に分けて保管する場合は、2行に分けて記載すること。この場合、処分前の保管にあつては、処理能力から算出した保管上限欄は、1行にすること。
- \*4 保管上限は、処理能力から算出した保管上限\*6以内となっていること。ただし、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。
- \*5 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。
- \*6 第2面記載の処理能力の14日分として算出した量を記載すること (例外あり)。ただし、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。

(3) 最終処分場*1	
最終処分場の種類*2	管理型最終処分場
設置場所*2	新潟県〇〇市〇〇△△番地外
設置年月日*3	平成〇〇年〇月〇日
最終処分場の面積及び埋立容量*2	〇〇〇m <sup>2</sup> 、〇〇〇m <sup>3</sup>
埋め立てる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の種類*2(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物を含む)、燃え殻、動植物性残さ、動物性固形不要物、ゴムくず、金属くず、ばいじん、鉱さい
構造及び設備の概要	変更なし
放流水の水質等	変更なし
その他環境保全措置の概要	汚泥(石綿含有産業廃棄物)の埋立処分については、以下の措置を講ずる <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場内の一定の場所において、分散しないよう埋め立てる</li> <li>・袋又は容器等に入れたまま埋立てを行う</li> <li>・重機等により袋又は容器を破損しないよう留意する</li> <li>・転圧する場合は、重機が直接埋立対象物の上に乗ることがないように覆土した後に行う</li> </ul>
*1 施設ごとに記載すること。	
*2 産業廃棄物処理施設(設置・変更)許可証に記載の内容を記載すること。	
*3 使用前検査結果通知に記載の竣工 <small>しゅん</small> の年月日を記載すること。	



(4) その他処分業の用に供する施設\*及び特別管理産業廃棄物処分業にあつては必要な  
 附帯設備(全容がわかる写真を添付すること。)

施設・附帯設備 の種類等	用途	能力	所有者	備考

\* 産業廃棄物の中間処理施設への投入に用いるタイヤショベル等

4. 処分業務の具体的な計画(処分業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

業務時間	～	(うち、休憩時間 分)
休業日		

従業員等数\*内訳(原則として業に係る部分のみ)

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	政令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手 船員	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

\* 兼務の場合は、その旨を記載すること。

5. その他

処分後の（特別管理）産業廃棄物等の処理方法を記載した書類					
	処分後の産業廃棄物等の種類*1	発生量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	処理 方法*2	搬出先の名称 及び所在地	搬出先まで の運搬者*3
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

処分方法が最終処分の場合は添付不要です。  
 溶融の場合は、溶融後の産業廃棄物の処分方法について記載してください。

\*1 処分後の産業廃棄物等の種類ごとに記載すること。  
 \*2 廃棄物処理である場合は、「中間処理（処分方法（焼却、破砕等）」又は「最終処分」と記載すること。廃棄物処理でない場合は、「売却」等と記載すること。  
 \*3 自ら運搬する場合は「自己」と記載すること。